



(資料 2)

平成23年8月31日

佐野市長 岡部正英 様

佐野市政策審議会
会長 稲見 崇 司

新庁舎の建設について (答申)

平成23年7月7日付佐政調発第31号で諮問のありました「佐野市新庁舎
建設計画(案)」について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

答 申

佐野市の本庁舎は、昭和37年に竣工以来40年以上が経過し、平成23年3月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震により、本庁舎の議場棟は大きな損壊を受け、庁舎としての機能が失われました。さらに事務棟の耐震診断は「震度6強以上の地震に対し、倒壊又は崩壊する可能性がある。」という結果がでております。

そのような状況の中、市長の諮問により佐野市新庁舎建設計画（案）を慎重に審議いたしました。

計画（案）では、庁舎の位置は佐野市高砂町（現位置）。規模は17,000㎡。機能は総合庁舎方式。財源については庁舎建設基金、地域振興基金、合併特例事業債の活用。建設スケジュールは平成26年度末竣工などの計画になっております。

政策審議会では、現在の一部機能不全の庁舎機能の早急なる回復と今後も予想される大地震に備えるため崩壊の危険に置かれている現庁舎の一刻も早い解体など総合的に判断し平成26年度末竣工を目指すとする原計画（案）は、現庁舎が抱える問題点への対応という観点からも本市にとって概ねふさわしいものという結論に至りました。

答申にあたって、特に留意する事項として下記の意見を付記いたしますので、市においてはこれを最大限尊重し、計画の目指す基本理念と基本方針を実現し、市民の皆様にとって親しみやすい庁舎、機能的で効率よい庁舎、防災拠点としての庁舎の建設を望みます。

記

1. 修正を求めるもの

(1) 第4章「1 新庁舎の基本理念」について「質の高い市民サービスを提供できるコンパクトで、安全、安心な総合庁舎」を「質の高い市民サービスを提供できるコンパクトで、環境に配慮した安全・安心な総合庁舎」に修正（P.17）

(2) 第4章「2 新庁舎建設の基本方針」、「(3) まちづくりとの連携と象徴」の中の「賑わいのある地区の形成につながるような庁舎」を「賑わいのある地区の形成に寄与するような庁舎」に修正し、後段に「あわせて、新たなランドデザイン策定の契機となる庁舎づくりを目指します。」を追加修正。（P.17）

(3) 第6章「6 施設計画の考え方」の「(2) 建築計画の考え方」③ 環

境との共生」中、「直射日光が直接室内に入らないようにして冷暖房……」を「冷暖房……」に修正（P.38）

(4) 第7章「5 今後の検討課題」＜環境への配慮について＞の中の、「……積極的に取り入れ、さらに……」を「……積極的に取り入れ具体的な数値目標を定め、さらに……」に修正。（P.45）

(5) 第7章「5 今後の検討課題」＜公共交通の充実及び道路ネットワークの整備について＞の中の、「総合庁舎方式により、それまで田沼庁舎や葛生庁舎へ行っていた市民が、新たに新庁舎へ来庁することになります。短時間で来庁できるように田沼・葛生方面からのアクセスを……」を「新庁舎は総合庁舎方式とし、現在の田沼・葛生庁舎にある総合窓口課及び行政センター機能は維持するとともに、田沼・葛生方面より短時間で来庁できるようアクセスを……」に修正。（P.46）

(6) 第7章「5 今後の検討課題」＜中心市街地のまちづくりについて＞の中の、「……ソフト事業及びハード事業の展開……」を「……ソフト事業及び道路整備などのハード事業の展開……」に修正。（P.46）

2. 追加を求めるもの

(1) 第1章「3 新庁舎建設の意義」に以下を追加する。（P.8）

(7) グランドデザイン策定の契機

「佐野市総合計画」をはじめ、「佐野市都市計画マスタープラン」や「佐野市中心市街地活性化基本計画」などまちづくりに関する諸計画がありますが、新庁舎建設が、新たな視点によるグランドデザイン策定の契機となることが求められています。

(2) 第4章「1 基本理念」に以下を追加する。（P.17）

佐野市の歴史や文化を表現し、市民が誇りや愛着を持てる庁舎

(3) 第4章「2 新庁舎建設の基本方針」に以下を追加する。（P.18）

(8) 市民の参画

新庁舎建設に際し、パブリックコメントなどにより、市民からの意見を積極的に反映できるように努めます。

また、未来を担う子供たちが新庁舎建設に参画でき、将来まで庁舎に愛

着が持てるような手法導入を検討します。

(9) 地元経済への波及効果

地場産材や、地元企業の積極活用を図り、地元経済への波及効果が発揮できるようにします。

3. 庁舎建設を進めていく中で要望するもの

- (1) 庁舎のみならず、まちなか活性化も含めた周辺の道路等基盤の整備
- (2) 田沼、葛生庁舎について災害に対する機能の保持
- (3) 田沼地域や葛生地域の連携による発展
- (4) 歴史や環境問題の情報発信機能
- (5) 駐車場の夜間開放
- (6) 議場が避難所等、市民が利用できるような検討
- (7) 将来、国等の出先機関を誘致できるようなスペースの確保

4. 岩舟町との合併を前提とした項目についての要望

- ・岩舟町との合併を前提に計画された項目については、合併の進捗を注視し、状況の変化に対応しながら計画の変更を行うこと。